に規定する登録認証機関及び登録外国認証機関（以下「登録認証機関等」という。）に関することを除く。）。

三　（略）

3～11　（略）

（食品企業行動室及び基準認証室並びに高度化基盤整備専門官及び規格専門官）

第三十一条　食品製造課に、食品企業行動室及び基準認証室並びに高度化基盤整備専門官及び規格専門官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

4　基準認証室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農林水産省の所掌に係る事業における標準化に関する事務の総括に関すること。

二　日本農林規格に関すること（消費・安全局の所掌に属するものを除く。）。

5　基準認証室に、室長を置く。

6　（略）

7　規格専門官は、第四項各号に掲げる事務に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（担い手総合対策室及び経営安定対策室並びに経営専門官及び数理官）

第四十七条　経営政策課に、担い手総合対策室及び経営安定対策室並びに経営専門官七人及び数理官一人を置く。

2　担い手総合対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農業経営の改善及び安定に関する政策の企画及び立案並びに連絡調整に関すること。

二　農業構造の改善に関する事業の企画及び立案並びに連絡調整に関すること（農地の利用の集積に関することを除く。）。

3　担い手総合対策室に、室長を置く。

4～7　（略）

三　（略）

3～11　（略）

（食品企業行動室及び食品規格室並びに高度化基盤整備専門官及び規格専門官）

第三十一条　食品製造課に、食品企業行動室及び食品規格室並びに高度化基盤整備専門官及び規格専門官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

4　食品規格室は、日本農林規格の制定並びに日本農林規格による格付に関する基準の策定並びに登録認定機関及び登録外国認定機関の行う業務に関する事務をつかさどる。

5　食品規格室に、室長を置く。

6　（略）

7　規格専門官は、日本農林規格の制定並びに日本農林規格による格付に関する基準の策定並びに登録認定機関及び登録外国認定機関の行う業務に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（経営安定対策室並びに経営専門官及び数理官）

第四十七条　経営政策課に、経営安定対策室並びに経営専門官八人及び数理官一人を置く。

（新設）

2～5　（略）

（女性活躍推進室及び経営専門官）

第四十九条　就農・女性課に、女性活躍推進室及び経営専門官八人を置く。

（削る）

（削る）

2～4　（略）

（農業経営収入保険室及び経営専門官）

第五十二条　保険課に、農業経営収入保険室及び経営専門官二人を置く。

2　農業経営収入保険室は、農業経営収入保険事業に関する事務をつかさどる。

3　農業経営収入保険室に、室長を置く。

（削る）

4　（略）

（経営専門官）

第五十三条　経営局に、経営専門官三人を置く。

2　経営専門官は、命を受けて、保険監理官のつかさどる職務に関し経営局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関するものを助ける。

（統括植物検疫官及び統括同定官）

第八十七条　業務部に、統括植物検疫官七人及び統括同定官一人を置く。

2・3　（略）

（統括植物検疫官）

第百条　横浜植物防疫所成田支所に統括植物検疫官六人を、横浜植物防疫所東京支所に統括植物検疫官二人を、横浜植物防疫所羽田空港支所に統括植物検疫官二人を、名古屋植物防疫所中部空港支所に統括植物検疫

（経営体育成支援室及び女性活躍推進室並びに経営専門官）

第四十九条　就農・女性課に、経営体育成支援室及び女性活躍推進室並びに経営専門官七人を置く。

2　経営体育成支援室は、農業構造の改善に係る事業の企画及び立案並びに連絡調整に関する事務（農地の利用の集積に関するものを除く。）をつかさどる。

3　経営体育成支援室に、室長を置く。

4～6　（略）

（保険数理室並びに企画官及び経営専門官）

第五十二条　保険課に、保険数理室並びに企画官一人及び経営専門官三人を置く。

2　保険数理室は、農業災害補償についての保険数理に関する事務をつかさどる。

3　保険数理室に、室長を置く。

4　企画官は、保険課の所掌事務に関し経営局長が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

5　（略）

（経営専門官）

第五十三条　経営局に、経営専門官一人を置く。

2　経営専門官は、保険監理官のつかさどる職務に関し経営局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関するものを助ける。

（統括植物検疫官及び統括同定官）

第八十七条　業務部に、統括植物検疫官六人及び統括同定官一人を置く。

2・3　（略）

（統括植物検疫官）

第百条　横浜植物防疫所成田支所に統括植物検疫官五人を、横浜植物防疫所東京支所に統括植物検疫官二人を、横浜植物防疫所羽田空港支所に統括植物検疫官二人を、名古屋植物防疫所中部空港支所に統括植物検疫